

公益財団法人世田谷区保健センター職員の妊娠・出産休暇に関する規則

(昭和 61 年 3 月 13 日)
財世保規則第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和 52 年 7 月 19 日財世保規程第 6 号以下「職員就業規程」という。）第 39 条の規定に基づき、妊娠・出産休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(妊娠・出産休暇)

第 2 条 理事長は、職員就業規程第 39 条に規定する休暇期間のうち、出産予定日を中心に、産前の休養として少なくとも 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）、産後の休養として少なくとも 8 週間でそれぞれ引き続き与えるものとする。ただし、産後 6 週間を経過した女子職員が勤務に服することを申し出た場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務につく場合は、この限りではない。

2 産後の休養は、出産の翌日から起算して 10 週間を超えない範囲内で引き続き期間与えるものとする。ただし、特別の理由があり理事長が認める場合は、職員就業規程第 39 条に規定する期間内において、必要な期間延長することができる。

一部改正〔平成 21 年規則第 6 号〕

付 則

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 29 日規則第 6 号）

この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。